

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等の影響による燃料価格及び材料価格の高騰により、売上や収益に悪影響が出ている市内中小企業者を支援することを目的とする。

(支給要件)

第2条 太田市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金（以下「支援金」という。）を、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する法人に支給する。

- (1) 令和3年7月1日以前から事業を開始し、事業収入を得ている資本金1億円以下の法人（令和3年7月1日以前から申請日までの期間において市内に本社を置く法人に限る。）であること。
- (2) 主たる事業が日本標準産業分類に掲げる大分類D－建設業、大分類E－製造業又は大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類44－道路貨物運送業のいずれかに属するものである法人であること。
- (3) 売上高又は売上総利益について、令和3年8月から令和4年7月までのいずれかの月の額が、平成31年1月から令和3年7月までの任意の同月と比較して10%以上減少している、又は売上原価が、同期間比較において、10%以上増加している法人であること。ただし、令和2年8月1日から令和3年7月1日に事業を開始した者は、令和3年8月から令和4年7月までの任意の2箇月を比較することもできる。
- (4) 直近1年分の決算書を提出できる法人であること。
- (5) 市税の滞納がない法人であること。
- (6) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない法人であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、日本標準産業分類に掲げる大分類D－建設業及び大分類E－製造業に属する事業を営む法人にあつては1法人につき20万円、大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類44－道路貨物運送業に属する事業を営む法人にあつては1法人につき30万円とする。

2 支援金の支給は、1法人につき1回限りとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金申請書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入し、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金振込先口座情報申出書(様式第2号)その他申請に必要な書類を添付して市に提出するものとする。この場合において、申請書類等の提出方法は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、郵送により行うものとする。

2 申請期間は、令和4年9月1日から同年10月7日までとし、当日消印有効とする。ただし、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了する。

(支援金の給付)

第5条 市は、申請書類等の審査及び調査を行い、支援金の支給の決定をした場合は、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、支援金の給付は、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金振込先口座情報申出書により指定された振込先の金融機関の口座へ振り込むことにより行う。

2 前項の審査及び調査の結果、第2条に定める支援要件に該当しない、又は申請書類等に虚偽の記載があったと認定し、支援金の支給を行わないことを決定したときは、太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、支援金の支給の決定を受けた法人が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、これを取り消し、既に支援金を給付しているときは、その法人に対し、期限を定めて当該支援金の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

受付NO. 令和 年 月 日（事務局欄）

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金申請書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 太田市長

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金の支給を受けたいので、以下のとおり添付書類を添えて申請します。また、誓約事項について誓約します。

支援金 金 円 (建設業・製造業…200,000円、44-道路貨物運送業…300,000円)

申請事業者の情報	フリガナ			代表印	
	名称				
	所在地 (本社登記)	〒	太田市		
	代表者職名		代表者氏名		
	電話番号		担当者氏名		
支給要件確認欄	(1) 令和3年7月1日以前に事業を開始し、市内に本社を置き、事業収入を得ている資本金1億円以下の法人格を有する中小企業者である。 会社成立年月日 年 月 日 資本金 円			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 主たる事業が日本標準産業分類における次のいずれかである。 <input type="checkbox"/> 大分類D建設業 <input type="checkbox"/> 大分類E製造業 <input type="checkbox"/> 中分類44-道路貨物運送業 業種確認のため、上記の主な製品名またはサービス名を2つ記載(2つ無い場合は1つ)			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	①	②			
	(3) 売上高又は売上総利益について、令和3年8月～令和4年7月までのいずれかの月の額が、平成31年1月以降の任意の同月の額と比較して10%以上減少し、又は売上原価が同期間比較において10%以上増加している。 ※令和2年8月1日から令和3年7月1日に事業を開始した者は、令和3年8月から令和4年7月までの任意の2箇月を比較することもできる。			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	①	年 月	<input type="checkbox"/> 売上高 <input type="checkbox"/> 売上総利益 <input type="checkbox"/> 売上原価	千円	令和3年8月～4年7月のいずれか
	②	年 同月	<input type="checkbox"/> 売上高 <input type="checkbox"/> 売上総利益 <input type="checkbox"/> 売上原価	千円	平成31年以降、任意の年の同じ月
	売上高・売上総利益を比較の場合 (② - ①) / ② × 100 = % 10%以上減少(小数点以下切捨)				
売上原価を比較の場合 (① - ②) / ① × 100 = % 10%以上増加(小数点以下切捨)					
(4) 市税の滞納がない(受付後に市で税関係情報の照合を行います)。			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(5) 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない。			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

誓約事項

- 申請書類等の記載に虚偽があることが判明した場合は、支援金の返還に応じます。
- 申請者の市税の納付状況や法人情報について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 市が必要な場合、太田警察署に照会することについて同意します。
- 申請要領にあるチェックシートを参照して記載事項や添付書類の確認をした。

(審査2)	(審査1)

様式第2号（第4条関係）

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金

振込先口座情報申出書

支 援 金 振 込 先	金融機関コード					支店コード				
	金融機関名					本・支店名				
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金				<input type="checkbox"/> 当座預金				
	口座番号	(右詰め記入)								
	(フリガナ) 口座名義人							代表印		

※記載事項に誤りがあると入金処理ができません。金融機関コード、支店コードも必ず記

担当者名		電話番号	
------	--	------	--

載してください。

の り づ け

※普通預金は次のいずれかを貼付してください。

- ・通帳の1ページ目見開きの写し
- ・インターネットバンキングの口座情報をプリントアウトしたもの
- ・金融機関が発行する口座証明書

※当座預金は次のいずれかを貼付してください。

- ・当座勘定照合表
- ・当座小切手帳
- ・残高証明書

※ゆうちょ銀行は次のいずれかを貼付してください。

- ・通帳のコピー
- ・ゆうちょ銀行のHPで振込番号を確認した画面のプリントアウト及びキャッシュカードのコピー

第 号
年 月 日

法人名

代表者 様

太田市長



太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金支給決定通知書

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金について、下記のとおり支給します。

記

1 支給金額

金 円

2 支給方法

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金振込先口座情報申出書に記載の口座に振り込まれます。

通帳には、「オタゲンブツカ」と記帳されます。

3 支払予定日

月 日

（会計処理上、口座情報等に不備が確認された場合、支払日が後日に変更されます。）

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

法人名

代表者 様

太田市長



太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金不支給決定通知書

太田市原油価格・物価高騰経営対策支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給となりました。

記

不支給理由